

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

(平成 10 年 4 月 30 日青森県告示第 296 号)

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）の規定に基づき、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

なお、別図は、青森県環境生活部環境政策課、八戸市庁及び南部町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

地域の類型	当 て は め る 地 域
I	新幹線鉄道の軌道中心線から両側へそれぞれ 300 メートル以内の区域のうち別図に実線で表示した地域。ただし、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供される土地の区域を除く。